

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月六日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第二十号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成十二年佐賀県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

（震災特例旅券の交付の特例）

2 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）第二条第三項の震災特例旅券が交付される間における第二条の表第一号の三の規定の適用については、同号口中「第十二条第三項」とあるのは、「第十二条第三項並びに東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）第二条」とする。

附則第三項から第九項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 略</p> <p>(震災特例旅券の交付の特例)</p> <p>2 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律(平成二十三年法律第六十四号)第二条第三項の震災特例旅券が交付される間における第二条の表第一号の三の規定の適用については、同号ロ中「第十二条第三項」とあるのは、「第十二条第三項並びに東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律(平成二十三年法律第六十四号)第三条」とする。</p>	<p>附則</p> <p>1 略</p> <p>(処分、申請等に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては第二条の表の下欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。</p> <p>(佐賀県福祉のまちづくり条例の一部改正)</p> <p>3 佐賀県福祉のまちづくり条例(平成十年佐賀県条例第七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十三条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。</p> <p>2 前項の規定による請求は、佐賀市の区域におけるものにあつては、佐賀市長を経由して行わなければならない。</p> <p>第二十四条第一項中「知事」を「知事(佐賀市の区域において新築等をしようとする者にあつては、佐賀市長。以下この条及び第二十六条において同じ。)」に改める。</p> <p>第二十五条に次の一項を加える。</p> <p>2 前項に規定する指導及び助言は、佐賀</p>

改正後	改正前
	<p>市の区域において新築等（建築物以外の公共交通機関の施設に係るものを除く。）の届出をした者に対しては、佐賀市長が行うものとする。</p> <p>（佐賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）</p> <p>4 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年佐賀県条例第十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十三条を第二十四条とし、第二十二條を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一條を加える。</p> <p>（書類の經由）</p> <p>第二十二条 この条例又はこの条例の施行のための規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類（県外に住所を有する年金受給権者に係るものを除く。）は、市町村長を經由して提出しなければならない。</p> <p>2 この条例又はこの条例の施行のための規則の規定により知事が交付する通知書（県外に住所を有する年金受給権者に係るものを除く。）は、市町村長を經由して交付するものとする。</p> <p>（佐賀県立自然公園条例の一部改正）</p> <p>5 佐賀県立自然公園条例（昭和三十三年佐賀県条例第五十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十三条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。</p> <p>5 前項の許可の申請は、その行為が主として行われる区域を管轄する市町村の長を經由して行わなければならない。</p>

改正後	改正前
	<p>第十五条第一項各号列記以外の部分中「知事」を「市町村長（二以上の市町村の区域にまたがる行為にあつては、知事。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「知事」を「市町村長」に改め、同条第四項中「知事」を「市町村長」に、「届け出」を「届出」に改め、同条第六項中「知事」を「市町村長」に改める。</p> <p>第十六条中「、第十四条」を「又は第十四条」に改め、「又は前条第二項の規定による処分」を削り、「その保護のため」を「その保護のために」に、「、原状回復を命じ」を「原状回復を命じ、」に、「代る」を「代わる」に改め、同条に次の一項を加える。</p> <p>2 市町村長は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>第十七条第一項中「又は第十五条第二項の規定により行為を制限され若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者」を削り、同条第二項中「、第十五条第二項又は前条」を「又は前条第一項」に、「、建物内」を「建物内」に、「又は第十三条第四項各号若しくは第十五条第一項各号」を「第十三条第四項各号」に、「検査させ」を「検査させ、」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。</p> <p>3 市町村長は、自然公園の保護のために</p>

改正後	改正前
	<p>必要があると認めるときは、第十五条第二項の規定により行為を制限され又は必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>4 市町村長は、第十五条第二項又は前条第二項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要限度において、当該職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、第十五条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。</p> <p>(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)</p> <p>6 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年佐賀県条例第十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一項中「知事」を「知事(佐賀市、唐津市又は浜玉町の区域における行為については、それぞれ佐賀市長、唐津市長又は浜玉町長。第七条を除き、以下同じ。)」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「次の各号に掲げる公団等」を「公団等のうち規則で定めるもの」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項各号を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項第四号中「若しくは」を「又は」に改め、同項第八号ホ中「第四項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に</p>

改正後	改正前
	<p>次の一項を加える。</p> <p>2 前項の規定による許可を受けた者は、許可を受けた行為の内容を変更するとき、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>第三条中「同項」を「同条第一項及び第二項」に改める。</p> <p>第四条中「第二條第一項」を「第二條第一項及び第二項」に改める。</p> <p>第五条第一項及び第九條第一号中「第二條第一項」を「第二條第一項又は第二項」に改める。</p> <p>(佐賀県公有水面管理条例の一部改正)</p> <p>7 佐賀県公有水面管理条例(昭和三十一年佐賀県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第七條第三項中「市町村長および」を削る。</p> <p>(佐賀県人工海浜公園条例の一部改正)</p> <p>8 佐賀県人工海浜公園条例(平成三年佐賀県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四條第一項中「次條」を「第六條」に改める。</p> <p>第六條を第七條とし、第五條を第六條とし、第四條の次に次の一條を加える。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第五條 海浜公園内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、伊万里人工海浜公園にあつては伊万里市長、太良人工海浜公園にあつては太良町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする者も同様とする。</p> <p>一 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>二 競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会、講習会その他これらに類する催し</p>

改正後	改正前
	<p>を行うこと。</p> <p>2 伊万里市長及び太良町長は、前項各号に掲げる行為が公衆の海浜公園の利用に支障を及ぼさないと認めるときに限り、同項の許可をすることができる。</p> <p>3 伊万里市長及び太良町長は、第一項の許可に、海浜公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。</p> <p>(佐賀県文化財保護条例の一部改正)</p> <p>9 佐賀県文化財保護条例(昭和五十一年佐賀県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「(第四十五条)」を「(第四十四条の二・第四十五条)」に改める。</p> <p>第三条中「以下」を「第三十五条第一項、第四十四条の二及び第四十八条を除き、以下」に改める。</p> <p>第三十五条第一項中「教育委員会の許可」を「佐賀県教育委員会の許可(別に規則で定めるものについては、市の教育委員会の許可)」に改める。</p> <p>第八章中第四十五条の前に次の一条を加える。</p> <p>(書類等の經由)</p> <p>第四十四条の二 この条例の規定により文化財に関し佐賀県教育委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、市町村の教育委員会を經由して行わなければならない。</p> <p>2 この条例の規定により文化財に関し佐賀県教育委員会が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、市町村の教育委員会を經由して行うものとする。</p> <p>第四十八条中「、教育委員会」を「、佐賀県教育委員会又は市の教育委員会」に、「又は教育委員会」を「又は佐賀県教育委</p>

改正後	員会若しくは市の教育委員会」に改める。
-----	---------------------